

令和5年度精神保健福祉援助実習受入要領

埼玉県立精神保健福祉センター

1 受入原則

埼玉県立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、埼玉県（以下「本県」という。）における地域精神保健福祉活動を推進する役割を担っていることから、精神保健福祉士養成課程における実習生の受入れについて、積極的に取り組む必要がある。

よって、センターは本来業務に支障を来さない範囲において、最大限の実習生の受入れを行うものとする。なお受入実習生者数については、精神保健福祉援助実習委員会において検討し、決定する。

2 受入選定基準

以下の基準（1）から（3）を全て満たすこと。

（1）次のいずれかの者で、受入人数を超えた場合は、優先順位をアイウエの順とする。

ア 本県に所在地がある精神保健福祉士養成校（精神保健福祉士法第7条第1号から第11号の各号いずれも含む）に在籍し、卒業後本県内での精神保健医療福祉施設での勤務を希望している者。

イ 他都道府県に所在地がある精神保健福祉士養成校（精神保健福祉士法第7条第1号から第11号の各号いずれも含む）に在籍し、既に本県内での精神保健医療福祉施設に勤務している者。

ウ 他都道府県に所在地がある精神保健福祉士養成校（精神保健福祉士法第7条第1号）に在籍し、本県在住者であり、卒業後本県内での精神保健医療福祉施設での勤務を希望している者。

エ その他、精神保健福祉援助実習委員会において受入れが適当と認められた者。

（2）養成校指導教員の推薦が得られていること。

（3）実習開始前12か月以内に受診した健康診断において、実習開始に支障が無いことが確認されていること。

（4）養成校指導教員が実習期間中指導のために来所するとともに、センターの求めがある時は直ちに対処できること。

3 通知方法及び受入手順

（1）ホームページに「令和5年度精神保健福祉センター実習受入要領」、「精神保健福祉センター実習生受入要件」、「希望申請の留意事項」、「令

和 5 年度精神保健福祉援助実習希望願 [様式 1]」及び「令和 5 年度精神保健福祉援助実習希望調書 [様式 2]」を掲載する。

(2) 申込期限は、令和 4 年 1 2 月 2 3 日 (金) までとする。

(3) 受入決定の可否は、令和 5 年 1 月末日までに実習希望者在籍校あて回答する。

4 実習体制

(1) 受入期間 令和 5 年 6 月～令和 6 年 2 月

※ 福祉系大学 4 年生については、受入期間の前半に受入れるよう配慮する。

(2) 実習期間

ア 精神保健福祉センター (精神科デイケア以外)

1 5 日間 (1 2 0 時間)

イ 精神保健福祉センター (精神科デイケア)

1 2 日間 (9 0 時間)

(3) 受入人数 8 名

※ 1 校からの実習生の受入れは 1 名以内とする。

※ なお、実習希望者が 8 名を超えた場合は、昨年度の実習をお断りした養成校を優先する。

(4) 実習指導者 適宜実習指導者を配置する。

(5) 実習スケジュール

ア 実習事前打合せ及びオリエンテーション

実習開始 1 ヶ月前頃、実習事前打合わせ及びオリエンテーション

イ 精神保健福祉援助実習

※ 実習期間中に担当教員を含めた振り返りを行う。

ウ 実習終了後、約 1 か月後に評価を回答